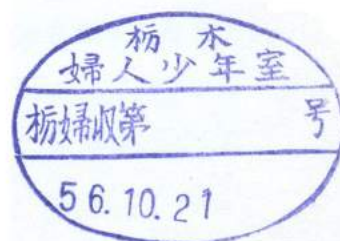


男女労働者：家族的責任を有する労働者
の機会均等及び平等待遇に関する条約

(ILO第156号条約)及び勧告(ILO第165号勧告)

昭和56年9月

労働省国際労働課仮訳



男女労働者：家族的責任を有する労働者
の機会均等及び平等待遇に関する条約
(第156号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、1981年6月3日にその第67回会
期として会合し、

「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに
経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求す
る権利をもつ」ことを承認する国際労働機関の目的に関するフィラデルフィア
宣言に留意し、

1975年の国際労働総会で採択された婦人労働者の機会及び待遇の平等に関
する宣言の規定及び婦人労働者の機会及び待遇の平等を促進するための行動計
画の決議の規定に留意し、

男女労働者の機会及び待遇の平等を確保することを目的とする国際労働条約
及び国際労働勧告、すなわち、1951年の同一報酬条約及び1951年の同
一報酬勧告、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約及び1958年の差
別待遇（雇用及び職業）勧告並びに1975年の人的資源開発勧告第Ⅷ部の規
定に留意し、

1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約が、家族的責任に基づく差別を
明示的には含んでいないことを想起し、この点に関して補足的基準が必要であ
ることを考慮し、

1965年の雇用（家庭責任をもつ婦人）勧告の規定に留意し、この勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、

男女の機会及び待遇の平等に関する文書が国際連合及び他の専門機関でも採択されていることに留意し、特に、締約国が、「社会及び家庭における男子の伝統的役割及び婦人の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要であることを認識し」との1979年の婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際連合条約前文第14項を想起し、

家族的責任を有する労働者の問題が国家の方針において考慮されるべき家庭及び社会に関する一層広範な問題の諸局面であることを認識し、

家族的責任を有する男女労働者間及び家族的責任を有する労働者その他の労働者との間の機会及び待遇の実際的な平等を実現する必要を認識し、

すべての労働者が遭遇している問題の多くが家族的責任を有する労働者の場合には一層悪化していることを考慮し、家族的責任を有する労働者の特別のニーズに応ずる措置及び労働者一般の条件を改善することを目的とする措置により、家族的責任を有する労働者の条件を改善する必要を認識し、

前記の会期の議事日程の第5議題である男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

次の条約（引用に際しては、1981年の家族的責任を有する労働者条約と称することができる。）を1981年6月23日に採択する。

第 1 条

- 1 この条約は、被扶養者である子について責任を有する男女労働者であってこの責任により経済活動への準備、参入若しくは参加又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて適用する。
- 2 この条約の規定は、被扶養者である子以外の近親の家族であって保護又は援助を必要とすることが明らかであるものについて責任を有する男女労働者であってこの責任により経済活動への準備、参入若しくは参加又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても適用する。
- 3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「被扶養者である子以外の近親の家族であって保護又は援助を必要とすることが明らかであるもの」とは、各国において第 9 条に規定するいずれかの方法によって定められる者をいう。
- 4 1 及び 2 に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。

第 2 条

この条約は、経済活動のすべての部門及びすべての種類の労働者について適用する。

第 3 条

- 1 各加盟国は、男女労働者の機会及び待遇の実際的な平等を実現するため、就業し又は就業しようとする家族的責任を有するが、差別を受けることなしにかつできる限り就業に係る責任と家族的責任との間に衝突が生ずることなしに、就業し又は就業しようとする権利を行使することができるようにする

ことを国家の方針の目的とする。

- 2 1の規定の適用上、「差別」とは、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約第1条及び第5条に規定する雇用及び職業における差別待遇をいう。

第 4 条

男女労働者の機会及び待遇の実際的な平等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使することができるようにすること。
- (b) 労働条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを考慮すること。

第 5 条

更に、次のことを目的として、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 地域社会計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを考慮すること。
- (b) 児童保育及び家族に係るサービス及び施設等の公的又は私的な地域社会サービスを発展させ又は促進すること。

第 6 条

各国の権限のある機関は、男女労働者の機会及び待遇の平等の原則並びに家族的责任を有する労働者の問題に関する一層広範な公衆の理解並びにこの問題を克服するために役立つ世論を醸成する情報及び教育を促進するための適当な措置をとる。

第 7 条

家族的责任を有する労働者が労働力となり、労働力としてとどまり及び家族的责任による不就業の後に再び労働力となることができるようにするため、職業指導及び職業訓練の分野における措置等の国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとる。

第 8 条

家族的责任のみをもって雇用の終了の妥当な理由としてはならない。

第 9 条

この条約の規定は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定若しくは裁判所の判決若しくはこれらの方法の組合せ又は国内慣行に適合するその他の方法であつて国内事情を考慮の上適当とされるものによって適用することができる。

第 10 条

1 この条約の規定は、国内事情を考慮の上、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、とられる実施措置は、いかなる場合にも第1条1

に規定するすべての労働者について適用する。

- 2 この条約を批准する各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第1回の報告において、当該国が1に規定する権限をいかなる事項について用いようとしているかを指摘し、その後の報告において、当該事項に関しこの条約がどの程度実施されているか又は実施されようとしているかを述べる。

第 11 条

使用者団体及び労働者団体は、この条約の規定を実施することを目的とする措置を講じ及び適用するに当り、国内事情及び国内慣行に適する方法によって参加する権利を有する。

第12条～第19条（最終条項） 省略

男女労働者：家族的責任を有する労働者
の機会均等及び平等待遇に関する勧告
(第165号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、1981年6月3日にその第67回
会期として会合し、

「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに
経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求す
る権利をもつ」ことを承認する国際労働機関の目的に関するフィラデルフィア
宣言に留意し、

1975年の国際労働総会で採択された婦人労働者の機会及び待遇の平等に
関する宣言の規定及び婦人労働者の機会及び待遇の平等を促進するための行動
計画の決議の規定に留意し、

男女労働者の機会及び待遇の平等を確保することを目的とする国際労働条約
及び国際労働勧告、すなわち、1951年の同一報酬条約及び1951年の同
一報酬勧告、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約及び1958年の差
別待遇（雇用及び職業）勧告並びに1975年の人的資源開発勧告第Ⅷ部の規
定に留意し、

1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約が、家族的責任に基づく差別を
明示的には含んでいないことを想起し、この点に関して補足的基準が必要であ
ることを考慮し、

1965年の雇用（家庭責任をもつ婦人）勧告の規定に留意し、この勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、

男女の機会及び待遇の平等に関する文書が国際連合及び他の専門機関でも採択されていることに留意し、特に、締約国が、「社会及び家庭における男子の伝統的役割及び婦人の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要であることを認識し」との1979年の婦人に対するあらゆる形態の差別の徹廃に関する国際連合条約前文第14項を想起し、

家族的責任を有する労働者の問題が国家の方針において考慮されるべき家庭及び社会に関する一層広範な問題の諸局面であることを認識し、

家族的責任を有する男女労働者間及び家族的責任を有する労働者と他の労働者との間の機会及び待遇の実際的な平等を実現する必要を認識し、

すべての労働者が遭遇している問題の多くが家族的責任を有する労働者の場合には一層悪化していることを考慮し、家族的責任を有する労働者の特別のニーズに応ずる措置及び労働者一般の条件を改善することを目的とする措置により、家族的責任を有する労働者の条件を改善する必要を認識し、

前記の会期の議事日程の第5議題である男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する提案の採択を決定し、

その提案が勧告の形式をとるべきであると決定して、

次の勧告（引用に際しては、1981年の家族的責任を有する労働者勧告と称することができる。）を1981年6月23日に採択する。

I 定義・適用範囲及び実施方法

- 1 (1) この勧告は、被扶養者である子について責任を有する男女労働者であってこの責任により経済活動への準備、参入若しくは参加又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて適用する。

(2) この勧告の規定は、被扶養者である子以外の近親の家族であって保護又は援助を必要とするものについて責任を有する男女労働者であってこの責任により経済活動への準備、参入若しくは参加又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても適用すべきである。

(3) この勧告の適用上、「被扶養者である子」及び「被扶養者である子以外の近親の家族であって保護又は援助を必要とするもの」とは、各国において、3に規定するいずれかの方法によって定められる者をいう。

(4) (1)及び(2)に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。
- 2 この勧告は、経済活動のすべての部門及びすべての種類の労働者について適用する。
- 3 この勧告の規定は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定若しくは裁判所の判決若しくはこれらの方法の組合せ又は国内慣行に適合するその他の方法であって国内事情を考慮の上適当とされるものによって適用することができる。
- 4 この勧告の規定は、国内事情を考慮の上、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、とられる実施措置は、いかなる場合にも1(1)に規

定するすべての労働者について適用すべきである。

- 5 使用者団体及び労働者団体は、この勧告の規定を実施することを目的とする措置を講じ及び適用するに当たり、国内事情及び国内慣行に適する方法によって参加する権利を有すべきである。

II 国 家 の 方 針

- 6 各加盟国は、男女労働者の機会及び待遇の実際的な平等を実現するため、就業し又は就業しようとする。

家族的責任を有する者が、差別を受けることなしにかつできる限り就業に係る責任と家族的責任との間に衝突が生ずることなしに、就業し又は就業しようとする権利を行使することができるようにすることを国家の方針の目的とすべきである。

- 7 男女労働者の機会及び待遇の平等を促進するための国家の方針の枠内で、婚姻上の地位又は家族的責任に基づく直接的又は間接的な差別を防止するための措置を採用し及び適用すべきである。

- 8 (1) 6 及び 7 の規定の適用上、「差別」とは、1958 年の差別待遇（雇用及び職業）条約第 1 条及び第 5 条に規定する雇用及び職業における差別待遇をいう。

- (2) 移行期間中は、男女労働者間の実際的な平等を達成することを目的とする特別の措置は、差別とみなされるべきではない。

- 9 男女労働者の機会及び待遇の実際的な平等を実現するため、次のことを目

的として、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとるべきである。

(a) 家族的責任を有する労働者が職業訓練に対する権利及び職業を自由に選択する権利を行使することができるようにすること。

(b) 労働条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを考慮すること。

(c) 児童保育及び家族に係るサービスその他の公的又は私的な地域社会サービスであって、家族的責任を有する労働者のニーズに応ずるものを発展させ又は促進すること。

10 各国の権限のある機関は、男女労働者の機会及び待遇の平等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する一層広範な公衆の理解並びにこの問題を克服するために役立つ世論を醸成する情報及び教育を促進するための適当な措置をとるべきである。

11 各国の権限のある機関は、次のことを目的とする適当な措置をとるべきである。

(a) 健全な政策及び措置の基礎となることができる客観的な情報を提供するため、家族的責任を有する労働者の雇用の各種の局面について必要な研究を行い又は促進すること。

(b) 男女間における家族的責任の分担を奨励しかつ家族的責任を有する労働者がその就業に係る責任及び家族的責任を一層良く果たすことを可能にする教育を促進すること。

III 訓練及び就業

- 12 家族的責任を有する労働者が労働力となり、労働力としてとどまり及び家族的責任による不就業の後に再び労働力となることができるようにするため、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとるべきである。
- 13 国家の方針及び国内慣行に従い、家族的責任を有する労働者が職業訓練施設及び、可能な場合にはそのような施設を使用するための有給教育休暇の措置を利用できるようにすべきである。
- 14 すべての労働者に対する既存のサービスの枠内で又は、そのようなサービスが存在しない場合には、国内事情に適する方針に従い、家族的責任を有する労働者の就職又は再就職を可能にするために必要なサービスが利用可能であるべきである。これらのサービスには、家族的責任を有する労働者にとって無料の職業指導、カウンセリング、情報提供及び職業紹介サービスであって、適切な訓練を受けた職員が配置され及び家族的責任を有する労働者の特別のニーズに適切に対応することができるものを含むべきである。
- 15 家族的責任を有する労働者は、就業の準備、就業の機会、就業における向上及び就業保障について、その他の労働者との機会及び待遇の平等を享受すべきである。
- 16 婚姻上の地位、家庭の状況又は家族的責任のみをもって雇用の拒否又は終了の妥当な理由とすべきではない。

IV 労働条件

- 17 家族的責任を有する労働者がその就業に係る責任と家族的責任とを調和さ

せることができるような労働条件を確保するため、国内事情及び可能性並びにその他の労働者の正当な利益と両立するすべての措置をとるべきである。

18 当該国及び各種の活動部門の発展段階及び特別の必要を考慮の上、労働条件及び職業生活の質を改善するための一般的な措置であって次の事項を目的とする措置を含むものに特に留意すべきである。

(a) 1日当たりの労働時間の漸進的な短縮及び時間外労働の短縮

(b) 作業計画、休息期間及び休日に関する一層弾力的な措置

19 実行可能かつ適当な場合には、交替労働の措置及び夜間労働の割当において、家族的責任から生ずるニーズ等の労働者の特別のニーズを考慮すべきである。

20 労働者をある地方から他の地方へ移動させる場合には、家族的責任及び配偶者の就業場所、子を教育する可能性等の事項を考慮すべきである。

21 (1) パートタイム労働者、臨時労働者及び家内労働者（これらの労働者の多くは、家族的責任を有する者である。）を保護するため、これらの形態の就業が行われる条件を適切に規制しかつ監督すべきである。

(2) パートタイム労働者及び臨時労働者の労働条件（社会保障の適用を含む。）は、可能な限度において、それぞれフルタイム労働者及び常用労働者の労働条件と同等であるべきである。適当な場合には、パートタイム労働者及び臨時労働者の権利は、比例により計算することができる。

(3) パートタイム労働者は、欠員がある場合及びパートタイム雇用への配

置を決定した状況がもはや存在しない場合には、フルタイム雇用になり又は復帰する自由を与えられるべきである。

22 (1) 両親のうちいずれかの者は、出産休暇の直後の期間内に休暇（親休暇）をとる可能性を有すべきである。ただし、雇用を放棄することなくかつ雇用から生ずる権利が保護されるものとする。

(2) 出産休暇後の期間の長さ並びに(1)の休暇の期間及び条件は、各国において、3に規定するいずれかの方法によって決定すべきである。

(3) (1)の休暇は、段階的に導入することができる。

23 (1) 被扶養者である子について家族的責任を有する男女労働者は、当該子が病気である場合には、休暇をとることができるべきである。

(2) 家族的責任を有する労働者は、被扶養者である近親の家族であって保護又は援助を必要とするものが病気である場合には、休暇をとることができるべきである。

(3) (1)及び(2)の休暇の期間及び条件は、各国において、3に規定するいずれかの方法によって決定すべきである。

V 児童保育及び家事に係るサービス及び施設

24 家族的責任を有する労働者がその就業に係る責任及び家族的責任を果たすことを援助するために必要な児童保育及び家事に係るサービス及び施設の範囲及び性格を決定するため、権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体と協力の上、情報収集のための財源の範囲内で、

次のことを目的とする必要かつ適当な措置をとるべきである。

(a) 家族的責任を有する労働者であって就業し又は求職しているものの数並びにこれらの者の子及び子以外の被扶養者であって保護を必要とするものの数及び年齢に関する適切な統計を収集し及び公表すること。

(b) 特に地域社会で行われる体系的な調査により、児童保育及び家事に係るサービス及び施設に対するニーズ及び優先度を確認すること。

25 権限のある機関は、関係のある公私の団体と協力の上、児童保育及び家事に係るサービス及び施設が明らかにされたニーズ及び優先度を満たすことを確保するため適当な措置をとるべきである。このため、権限のある機関は、国内及び地方の事情及び可能性を考慮の上、特に次のことを行うべきである。

(a) 特に地域社会における児童保育及び家事に係るサービス及び施設の体系的な発展のための計画の確立を奨励し及び促進すること。

(b) 適切な児童保育及び家事に係るサービス及び施設であって弾力的な方針に従い開発されかつ様々の年齢の子、子以外の被扶養者であって保護を必要とするもの及び家族的責任を有する労働者のニーズを充足するものを無料又は労働者の支払能力に応ずる妥当な料金で提供することを権限のある機関が自ら行い又は奨励し及び促進すること。

26 (1) すべての種類の児童保育及び家事に係るサービス及び施設は、権限のある機関によって定められ及び監督される基準に従うべきである。

(2) (1)の基準は、特に、提供されるサービス及び施設の設備並びに衛生上及び技術上の要件並びに職員の数及び資格を規定すべきである。

- (3) 権限のある機関は、児童保育及び家事に係るサービス及び施設に職員を配置するために必要とされる者に対し各種の段階で適切な訓練の提供を行い又は確保することを援助すべきである。

VI 社 会 保 障

- 27 社会保障給付、税の軽減その他国家の方針に適合する適当な措置は、必要な場合には、家族的責任を有する労働者にとって利用可能であるべきである。
- 28 22及び23の休暇の間、関係労働者は、国内事情及び国内慣行に従い、3に規定するいずれかの方法により、社会保障による保護を受けることができる。
- 29 労働者は、その配偶者の職業活動及びこの活動から生ずる受給資格に関連して、社会保障の適用から除外されるべきではない。
- 30 (1) 労働者の家族的責任は、提供された雇用の拒否により失業給付の喪失又は停止が生ずるおそれがあるという意味において、当該提供された雇用が適当なものであるかどうかを決定するに当たり、考慮すべき要素の一であるべきである。
- (2) 特に、当該提供された雇用が他の地方への移動を伴う場合には、考慮すべき事項には、配偶者の就業場所及び子を教育する可能性を含むべきである。
- 31 27から30までの規定を適用するに当たり、経済が十分に発展していない加盟国は、利用可能な国家財源及び社会保障措置を考慮することができる。

Ⅶ 家族的責任の遂行に当たっての援助

- 32 各国の権限のある機関は、労働者の家族的責任から生ずる負担を軽減することができる公私の活動を促進すべきである。
- 33 家族的責任を有する労働者に対し、必要な場合に、その支払能力に応ずる妥当な料金で資格のある者の援助を提供することができる家事の援助及び家族の保護に係るサービスであって適切に規制されかつ監督されているものを発展させるため、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとるべきである。
- 34 一般労働者の条件を改善するための多くの措置が家族的責任を有する労働者の条件に有利な影響を及ぼすことができるので、各国の権限のある機関は、公共輸送、労働者の住居又はその付近での水及びエネルギーの供給並びに労働節約型の設計の住宅等のサービスの地域社会における提供を労働者のニーズに応ずるものにすることができる公私の活動を促進すべきである。

Ⅷ 既存の勧告への影響

- 35 この勧告は、1965年の雇用（家庭責任をもつ婦人）勧告に代わるものである。

GAa1/1

8-7-74



女性と仕事の未来館



01077717